## 路外駐車場の技術基準適合確認書

年

月

B

駐車場の名称 駐車場の位置 駐車面積 駐車台数 区域面積 提出者(連絡先) m² m 台 添付図書 技術基準 出入口 渞 交差点の側端から5mを超えているか(国土交通大臣が認めたものを除く) ※右の「技術基準」の各項 (施行令第7条) 日を満たしていることを 道路の曲がり角から5mを超えているか 交 表示した図面を添付し 横断歩道、自転車横断帯の側端から前後5mを越えているか て、レ点チェックしてくだ 通 トンネルに設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く) 法 さい。 安全地帯の範囲から前後10mを超えているか 必ず添付する図面 バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えているか 地形図 踏切の側端から前後10mを超えているか (案内図) 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか 1/10000 以上 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えているか 小学校、盲学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短 平面図 1/200 以上 期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20mを超えているか 橋に設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く) 前面道路の幅員が6m以上か( m) 前面道路の縦断勾配が10%以下か( %) 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れの少ない道路に設けているか (歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く) 駐車スペースが6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか (前面道路に中央分離帯等がある場合を除く) 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要が、ある場合、1.5m以上の隅切りがあるか 【自動二輪車専用駐車場】 出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右 60 度以上見渡 は大型及び普通二輪車専 せ、歩行者等視認できるか(図1 参照)※ 自動二輪車専用駐車場は、()内の数値とする。 用の路外駐車場又はその 車路の幅員が相互通行は5.5m【3.5m】以上あるか、一方通行は 3.5m【2.25m】以上(駐車料金の徴収施設が 車路 部分のことです。 (施行令第8条) 設置されており、歩行路の兼用しない箇所については2.75m【1.75m】以上)あるか ※ 自動二輪車専用駐車場は、【】内の数値とする。

## 路外駐車場の技術基準適合基準確認書(建築物の場合)

年 月 日

| 駐車場の名称  |  |  | 駐車場の位置                                     |
|---|--|--|--|
| 区域面積  | 駐車面積   | 駐車台数   | 提出者(連絡先)                                   |
| m²  | m <sup>*</sup>   | 台  |  |
| 添付図書 技術基準 ※下記の「技術基準」の各項目を満たしていることを表示した図面を添付して、レ点チェックしてください。 |  |  |  |
| ▶建築物の場合   | 車路・車室<br>(施行令第 8.9 条)駐車場の梁下高さ(配管、標<br>(車路<br>m)(車室                       |  | 票識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるかm) |
| 各階平面図<br>換気装置、照明装置  | 車路の屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内のり半径を確保しているか(図2 参照)<br>※ 自動二輪車専用駐車場は、【】内の数値とする。 |  |  |
| が基準を満たしている<br>ことを表示すること                                     |  |  |  |
| CC2XN, SCC  | 避難階段<br>(施行令第 10 条)  | 直接地上へ通ずる出口のないるか  | い階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けて       |
| 2面以上の立面図  | 防火区画<br>(施行令第 11 条)  | 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しているか                         |  |
| 2面以上の断面図  | 換気装置<br>(施行令第 12 条)  | 駐車場内部の空気を床面積1㎡あたり毎時 14 ㎡以上の換気能力があるか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の 1/10 以上あるか。 |  |
| その他必要な図面  | 照明装置<br>(施行令第 13 条)  | 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上の照明装置を設けているか                                   |  |
| ▶特殊の装置がある場合   | 警報装置<br>(施行令第 14 条)  | 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか                                     |  |
| 大臣認定書<br>(写し、別添含む)<br>特殊装置設置計画書                             | 特殊の装置<br>(施行令第 15 条)   | 特殊の装置を用いる場合、大臣の認定があるか  |  |



